I 市の概況

1 福島市略図



○ 市制施行・・・・明治40年4月1日

○ 面積·····767. 72km^{*}

○ 世帯数・・・・123,356世帯

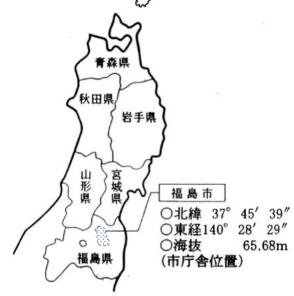
○ 人口・・・・・269,468人

○ 人口密度 · · · 3 5 1 . 0人 / k ㎡ (令和7年7月1日現在)

福島県面積・・・13,784.41k㎡

(令和7年4月1日現在)

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より



2 区域別人口等について

(令和7年7月1日現在)

							(令和7年7月1日現在)
区	域	名	世帯	数	人口	面積	編入年月日
本		宁	t	帯	人	km	明治40年4月1日市制施行
本	+ 11		20, '	706	38, 226	10.72	野 田 昭和32年7月1日
渡		利	7, (006	14, 685	17.50	昭和22年2月11日
杉		妻	6, 2	222	12, 420	5.82	昭和22年2月11日
清		水	15, 2	240	34, 597	9.17	昭和22年3月10日
							岡山・鎌田の一部 昭和22年3月10日
東		部	4, 7	223	10, 528	29.19	大 波 昭和30年3月31日
							昭和59年10月1日開設 岡山・大波統合
							鎌 田 昭和22年3月10日
北		信	1/1	439	31, 624	17. 28	瀬 上 昭和22年3月10日
10			14, -		31,024	17.20	余 目 昭和29年3月31日
							平成5年4月1日開設 鎌田・瀬上・余目統合
							笹 谷 昭和30年3月31日
信		陵	5,9	988	13, 542	48.80	大笹生 昭和30年3月31日
							平成6年7月1日開設 笹谷・大笹生統合
吉	井	田	5,3	325	11, 963	4.52	昭和30年3月31日
							荒 井 昭和30年3月31日
	西		2, 4	413	6, 224	37.06	佐 倉 昭和31年9月30日
							昭和59年4月1日開設 佐倉・荒井統合
土湯	易温身	町	,	142	321	57. 74	昭和30年3月31日
立	子	山	;	379	949	14.59	昭和30年7月10日
飯		坂	8,	108	19,089	270.34	昭和39年 1月1日
松		Ш	6, 6	690	14, 335	63.07	昭和41年 6月1日
信		夫	9,9	919	23, 396	41.21	昭和41年 6月1日
吾		妻	10, (073	23, 231	111.90	昭和43年10月1日
蓬		萊	4, 6	697	9, 673	7.50	昭和50年10月1日開設 新設
飯		野	1, '	786	4, 665	21.31	平成20年7月1日
	計		123, 3		269, 468	767.72	
7/87 11/5			- ~ +4 I				

資料:福島市の推計人口(政策調整部政策調整課統計係)

3 人口及び世帯数の推移について

(毎年7月1日現在)

 区分		年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人	П	(人)	280, 992	278, 533	275, 906	272, 733	269, 468
世	帯 数	(世帯)	122, 454	122, 990	123, 333	123, 343	123, 356
面	積	(km³)	767.72	767.72	767.72	767.72	767.72
1 世	帯 当 た	り 人 員	2.3	2.3	2. 2	2. 2	2. 2
人口密度	・ 単位:人	/平方 k m)	366	363	359	355	351
世帯密度	(単位:世帯	夢/平方km)	160	160	161	161	161
税務	関係	職員数	121	121	118	116	115
税務関係	系職員1人	当たり人口	2, 322	2,302	2, 338	2, 351	2, 343
税務関係	系職員1人当	4たり世帯数	1,012	1,016	1,045	1, 063	1,073

資料:福島市の推計人口(政策調整部政策調整課統計係)

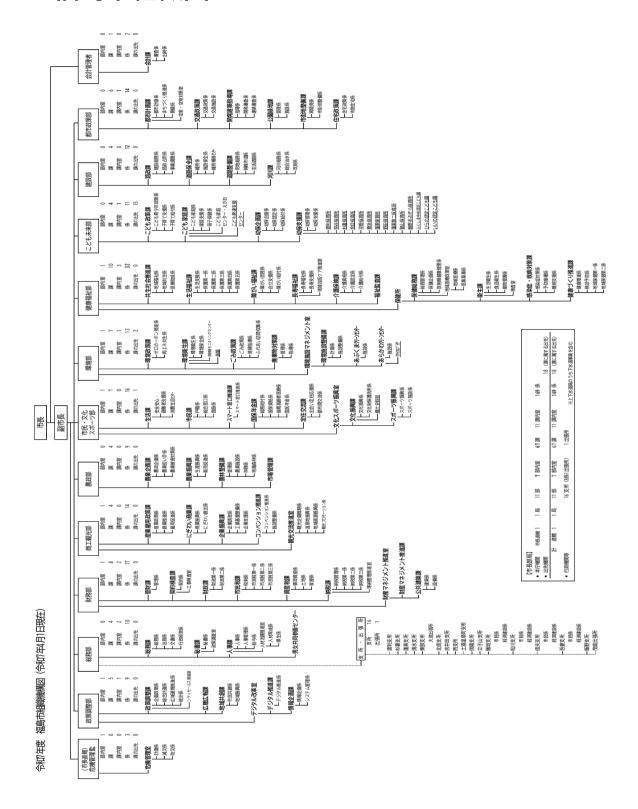
4 産業分類(大分類)、男女別15歳以上就業者数について

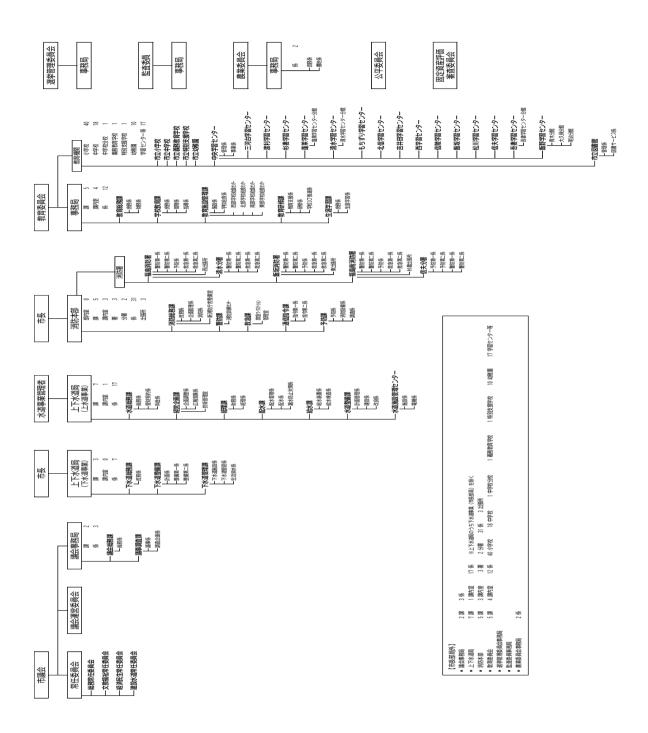
(令和2年10月1日現在)

産業(大分類)	総数	男	女	構成比
	人	人	人	%
総数	130, 741	72,018	58, 723	100.0
農業、林業	5,055	3, 067	1, 988	3.9
う ち 農 業	4, 909	2, 945	1, 964	3.8
漁業	10	9	1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	16	15	1	0.0
建設業	9, 879	8, 119	1,760	7.6
製 造 業	19, 331	12,930	6, 401	14.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1, 027	885	142	0.8
情 報 通 信 業	2, 262	1,574	688	1.7
運輸業、郵便業	4, 919	4, 133	786	3.8
卸 売 業 、 小 売 業	18, 748	8,962	9, 786	14.3
金融業、保険業	3, 477	1,659	1,818	2.7
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2, 071	1, 156	915	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	3, 862	2, 533	1, 329	3.0
宿泊業、飲食サービス業	6,548	2, 434	4, 114	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	4, 389	1, 707	2,682	3.4
教育、学習支援業	7, 040	3, 076	3, 964	5.4
医療、福祉	19, 045	5, 151	13, 894	14.6
複合サービス事業	1,050	632	418	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	8,560	5, 264	3, 296	6.5
公務(他に分類されるものを除く)	8,652	6, 129	2,523	6.6
分 類 不 能 の 産 業	4,800	2,583	2, 217	3.7

資料:令和2年国勢調査

5 福島市組織図





6 税務機構と事務分掌等について

(令和7年7月1日現在)

				鵈	ì	員		配	i	置	表		(P和/年/月1日現住)
栈	幾 ⁷	構	部長	次長		補課佐長	係	主	主査	副主査	主事	計	事 務 分 掌
	市	税制係			1	1			4	3	2	11	1 税制の総合企画及び調整に関すること。 2 市税(固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税 を除く。)の調定に関すること。 3 特別徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に 関すること。
財	民	第市 一民 係税					1		3	2	3	9	4 普通徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。 5 法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6 市民税及び県民税の減免に関すること。 7 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。
別	税	第市二民係稅				1			4	3	2	10	8 軽自動車税の減免に関すること。 9 原動機付自転車等の標識に関すること。 10 市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。 11 地方消費税交付金等に関すること。 12 市税等の諸証明の交付、閲覧の受付及び手数料の収
76	課	第市三民係税					1		3	5		9	納に関すること。 13 固定資産評価審査委員会に関すること。 14 税務統計等の作成に関すること。 15 徴税吏員等の証票に関すること。(国保年金課所管 に属するものを除く。)。
務		計	0	0	1	2	2	0	14	13	7	39	
	資	資償 産 係却		1		1			3	1	1	7	1 固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。2 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。3 土地の調査及び評価に関すること。4 土地課税台帳等に関すること。
部	産	土地係					1		5	2	3	11	5 家屋の調査及び評価に関すること。 6 家屋課税台帳等に関すること。 7 償却資産の調査及び評価に関すること。 8 償却資産課税台帳等に関すること。 9 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
	税課	家屋係					1		6	1	9	17	10 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 11 特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。 12 特別土地保有税の減免に関すること。 13 固定資産評価員に関すること。 14 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
		計	0	1	0	1	2	0	14	4	13	35	に関すること。

(수	·₹⊓ワ¢	₹7月		鵈		Ę		配		置	表		
	見在)		部長	次長	課長	補課 佐長	係長	主任	主査	副主査	主事	計	事務分
		管納 理 係税			1		1		5	4	2	13	1 納税意識の普及向上に関すること。 2 市税等の過誤納金の還付に関すること。 3 市税等の口座振替に関すること。
財	納	第納 一 係税				1			3	2	1	7	4 市収入金の収納管理に関すること。 5 県民税の送納に関すること。 6 市税等の収納決算に関すること。
務	税	第納 二 係税					1		2		4	7	7 市税等の滞納整理に関すること。 8 市税等の滞納処分に関すること。 9 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止
		第納 三 係税					1		4		2	7	に関すること。 10 市税等の交付要求に関すること。 11 市税等の公売事務に関すること。
部	課	推進室				1		1	2	1	1	6	12 債権管理の総合調整及び指導に関すること。 13 その他徴収事務に関すること。
		計			1	2	3	1	16	7	10	40	
市民・文化スポーツ部	国保年金課	国保資格係			1		1		1	4	3	10	1 被保険者の資格に関すること 2 国民健康保険税の賦課に関すること 3 保険税の減額、減免に関すること 4 その他賦課事務に関すること
合計			0	1	3	5	8	1	45	28	33	124	

[※] 国保年金課は、国民健康保険税の賦課関係のみ記載

7 税務職員について

(令和7年7月1日現在)

選別 区分	平均年齢	勤続年数	税務職経験年数
市 民 税 課 (部長、次長を除く)	35.1歳	13年0月	3年1月
資 産 税 課	35.5歳	13年5月	2年9月
納 税 課	37.1歳	14年7月	3年4月
国保年金課 (賦課)	33.6歳	11年7月	3年11月